

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、人身損害に対する損害賠償金29,050円を支払うものとする。

また、和解の相手方は物的損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、物的損害に対する損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年4月6日

(2) 事故発生場所

米子市上新印地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を道路左側に停車させ、降車しようとドアを開けた際、右後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の自転車に接触し、同車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。